第

5721

뭉



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2017年)平成29年 5月 30日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: <a href="http://www.zeirishi-miwa.co.jp">http://www.zeirishi-miwa.co.jp</a>

## ◆ 生前贈与と生命保険のハイブリッド活用プラン

**Q**:生命保険を使って贈与をするといいと聞きました。どのようにするのがいいのですか?

A:次のようにします。

## 【解説】

最近、生前贈与を積極的に活用して、相続 税の節税をしようとする人が増えています。

贈与税の非課税枠110万円を活用しようというものです。

年間110万円を10年間贈与すれば1,100万円 もの財産を無税で渡すことができますし、し かも、被相続人の相続税も減らすことができ るということで、結構、多くの人が実践され ているようです。

でもここで、贈与でもらったお金をただ、 銀行に預けておくのではなく、次のような生 命保険に加入しますと、もっとメリットが出 てくる場合があります。

契約者 · 死亡保険金受取人=相続人 被保険者=被相続人

こうしますと、相続人が受け取る死亡保険 金は、相続税の対象にならず、保険金受取人 の所得税の対象になるのですが、この場合に は一時所得となって、受取人の所得にもより ますが、一般的には、相続税の税率より低く なるケースが多く、節税にもなり、かつ、相 続人の納税資金としても使えるということで ダブルのメリットを享受することができます。







